



再び軍事基地か

町域から軍隊が引揚げ、軍事施設が消滅して10年たらず、神の池の旧飛行場跡地、大野原の旧中研跡地が自衛隊の軍事用地として候補にあげられました。町域の人々にとっては、B29のガソリンタンク落下など戦争の記憶も生々しく、また終戦後の混乱から立ちあがり、辛苦の末、造成した耕地を接収されることは許しがたいことでした。町域の人々はこぞって基地反対に立ち上がりました。

左上 神の池基地反対に立ち上った居切青年婦人会
 (「茨城県労働運動三十年史」)

右下 鹿島神宮境内で行われた神の池基地反対総決起大会
 (「茨城県労働運動三十年史」)

左下 神の池、大野原より百里原へ (「茨城県労働運動三十年史」)

百里ヶ原のある小川町でも基地反対期成同盟が結成され、猛烈な反対運動が展開されました。



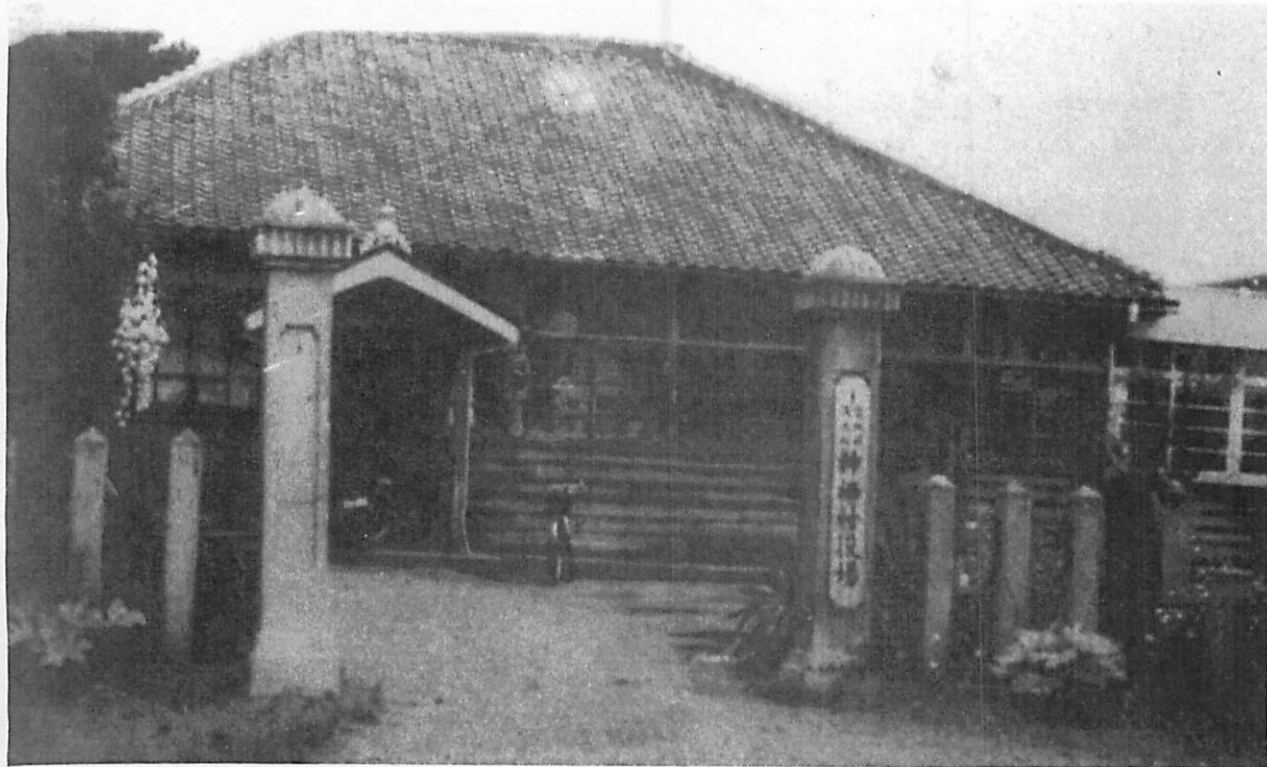
頭に立って闘った山西きよという女性町長は、今日まで二〇数年間にわたって自衛隊の「憲法違反」裁判を闘いつづけていることは新聞報道でも有名です。航空自衛隊の百里ヶ原基地はいわば、神の池、大野原地区の身代りとなったといえますが、鹿南地方の歴史的な運命はこのとき最大の岐路に立たされていたことを想わざるをえません。「基地の町、神栖」となる可能性が反対闘争によって崩れ去り、「鹿島開発への途」へと歩みはじめるのです。

3 軽野・息栖両村合併と

神栖村の誕生

昭和三〇年(一九五五)三月一日、軽野村、息栖村の合併が成立して新しい神栖村が誕生しました。明治二二年(一八八九)の市制町村制の実施以来六七年間つづいた軽野、息栖村時代は終り、新しい時代に対応したより広域的な行政区が成立したのです。

戦後の復興期もようやく終りに近づいてきた昭和二八年九月、政府は三年間の時限立法として「町村合併促進法」を公布し、全国約一万におよぶ町村を三年間でほぼ三分の一に



神栖村役場

上 神栖村役場

軽野村役場庁舎は神栖村役場となり、息栖村役場は息栖支所として使用されることになりました。

右下 神栖村役場の標札

左下 神栖村新村建設計画書

昭和27年(1952)、市町村の行財政事務の効率化を図るため町村規模の適正化が問題となり、明治22年(1889)以来の町村の大編成替えが行われました。神栖村は息栖、軽野両村を合併し若松村の一部を編入して昭和31年(1956)1月に誕生しました。

統合する計画をたてました。新しい時代社会に対応して行政事務の質と量が複雑多量となっているのに、従来の行政単位では機構的にも財政的にもささえきれなくなっていました。財政難の弱小町村も多く、行政費用の増大に対処するためには、町村合併による効率化が必要であるとされたのです。

自治省は町村合併推進本部を設けてその実現を積極的に働きかけました。このような中央の動きに合わせて茨城県でも新地方自治確立運動地元連合会をつくり具体的な検討をはじめたのです。

軽野、息栖両村は二九年二月、両村の合併問題をめぐって研究会をつくり、以後一〇数回にわたる審議を続けました。五月には世論調査もおこない、一二月には両村会で全員協議会を開き、両村とも一二月一日の臨時村議会で満場一致で合併案が決議されたのです。こうしてつぎのような両村長連名の合併申請書が県知事に提出されました。

昭和二九年一二月一二日

鹿島郡軽野村長 城之内弥兵衛[㊟]

鹿島郡息栖村長 荒井四郎[㊟]

茨城県知事 友末洋治殿

軽野村外一ヶ村を廃し神栖村を置くこと

鹿島郡神栖村新村建設計画

神栖村

昭和三十一年一月

議事録

若松村の各々一部を改訂町及神栖村に編入することについて、鹿島郡若松村を廃し、その区域のうち別表の区域を除く区域を同郡改訂町に、その区域のうち別表の区域を同郡神栖村にこれぞ編入することとし、地方自治法第七條第一項の規定により、天政県知事に申請するものとす。

昭和三十年十二月十五日提出
 若松村 長 宮内 清
 田和三十年十二月 日 議決
 若松村議會議長 田中英治

昭和三十年五月二十五日同定例村議会を議決す
 神栖村長城の神栖村を左記条件決定の爲昭和三十年五月二十五日附として本定例会と役場内は招集した。

案件

- 第一号議案 若松村の一部を神栖村に編入すること
- 第二号議案 債権承継について
- 第三号議案 神栖村固定資産評価額変更について
- 報告第一号 一時借入金に用いた年次決算について
- 一本日全減に及ぶ一と議員三四名試みぬのとあり
- 一番 大竹 室 一夫
- 二番 花崎 七郎
- 三番 千葉 康雄
- 五番 磯野 松助

昭和三十年五月九日臨時町議会を議決す
 昭和三十年十二月十五日臨時町議会を議決す
 昭和三十年十二月十五日臨時町議会を議決す
 昭和三十年十二月十五日臨時町議会を議決す

- 第一号 磯野 松助
- 第二号 花崎 七郎
- 第三号 千葉 康雄
- 第四号 大竹 室 一夫
- 第五号 磯野 松助
- 第六号 花崎 七郎
- 第七号 千葉 康雄
- 第八号 大竹 室 一夫
- 第九号 磯野 松助
- 第十号 花崎 七郎
- 第十一号 千葉 康雄
- 第十二号 大竹 室 一夫
- 第十三号 磯野 松助
- 第十四号 花崎 七郎
- 第十五号 千葉 康雄
- 第十六号 大竹 室 一夫
- 第十七号 磯野 松助
- 第十八号 花崎 七郎
- 第十九号 千葉 康雄
- 第二十号 大竹 室 一夫

上 若松村の一部編入に関する議事録

合併に関して隣村若松村の宝山、三番歳の住民は強く神栖村への編入を希望しました。その理由としてこの地域は戦後の緊急開拓地で農業を主産業とし、地理的にも町域に近く、合併の具体的適正規模として定められた「社会経済の単位と一致していること」という条件に合っていると申し立てられました。

——歴代村町長名——

保池	馬場	保立	城之内	神栖村	荒井	山中	岡野	米川	中井	猿田	石津	吉川	宮崎	沼田	木之内	大塚	沼田	高橋	旧息栖村	城之内	保立	花ヶ崎	林清	山本	染谷	野口	栗林	野口	大槻	野口	岩瀬	有馬	田谷	旧軽野村
立秋	佳二	英雄	弥兵衛	町	四郎	利夫	忠之介	作平	健吉	政司	津徹	末吉	和吉	直輔	内準	功三	直輔	静庵	息栖村	弥兵衛	太郎	崎有年	清蔵	政信	進	若松	操	三郎	薫	寛	忠三	源左衛門		

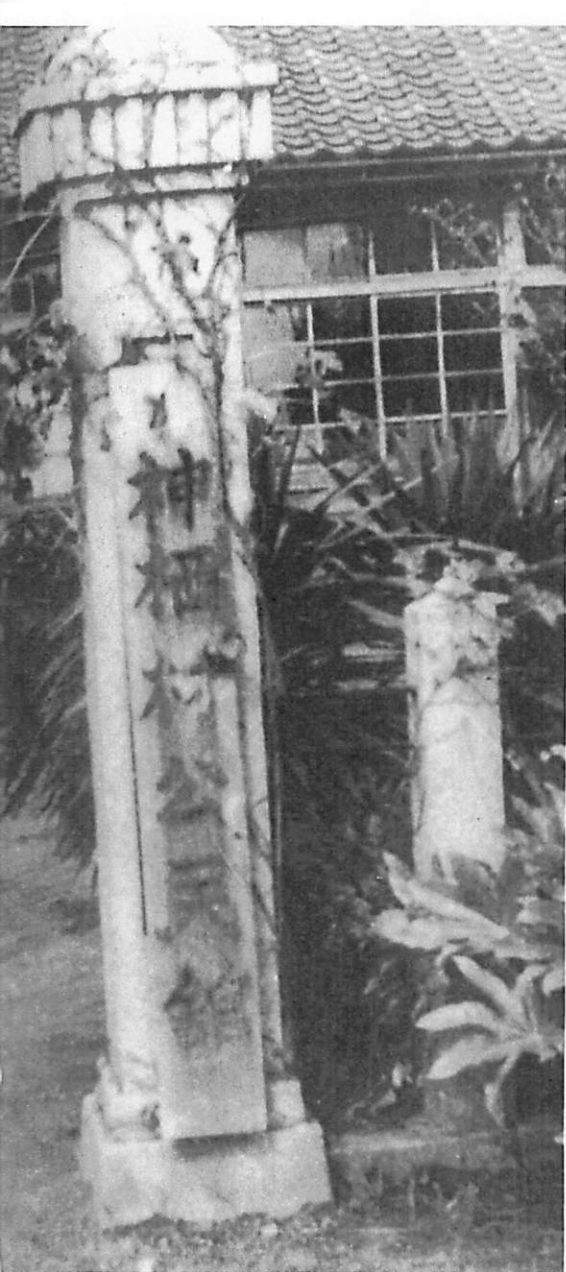
に就いて申請

鹿島郡軽野村、同息栖村を廃し、その区域をもって新たに神栖村を置き、昭和参拾年参月廿日から施行したいと存じますので右御取計り願いたく必要書類を添え関係村長連署をもって申請いたします。

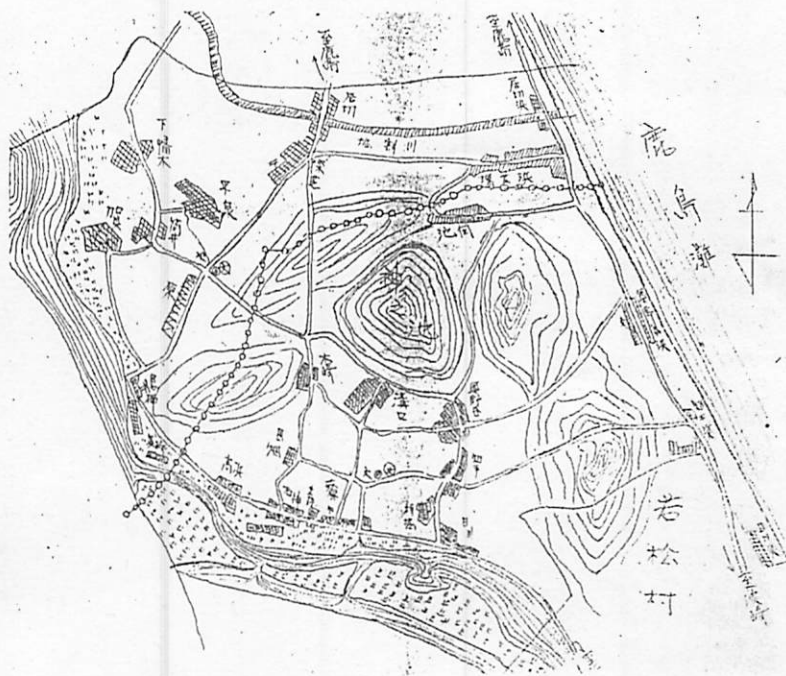
ところで「両村は地理的にも経営の面においても同一関係」にあったことから、合併には大きな障害はなかったのですが、ただ新しい村名をどうするか、一四ほどの候補名が出され、結局、神の池と息栖神社にちなんで「神栖村」と決定しました。

合併当時の両村の概況は

	軽野村	息栖村
戸数	一、五三〇戸	一、二四六戸
人口	九、三八四人	七、二六〇人
(農業)	七、五四〇人	五、六二二人
(鉱工業)	五三〇人	五一六人
土地	三、九二六・六畝	三、一〇一・一畝
(田)	六四一	六二五
(畑)	一、二七〇	四六五
(山林)	八八〇	四六九
(原野)	一六六	七二
(他)	一、〇四一	一、五〇二
農産額	二・五億円	一・五億円



神栖村公民館の標札



鉱工産額 一・〇億円 六千万円

このように軽野村の規模がやや大きかったとはいえ、ほぼ同様の構造をもつ純農村でしたから合併作業も順調にすすみ、新しい役場は旧軽野村役場がそのまま使われ、旧息栖村役場には支所がおかれました。また、初代村長には城之内弥兵衛、助役に荒井四郎と旧両村長が就任し「神栖村建設計画」という新しい村づくりの基本方針が打ち出されました。その冒頭には

村政は一村の平和と隆昌を旨とし、行き過ぎと卑屈、圧迫と偏狹を斥け、公正にして妥当なる政治により普く村民の福祉を招来することに努め、相倚り相励まして産業を発達せしめ、交通至便に、財政豊かにして教養文化に恵まれた大らかな村風を樹立することを目標とする

として具体的な新村建設の項目をつぎのように掲げています。

- 1 産業の開発と振興
- 2 観光施設の整備と観光客誘致を図ると共に文化の発達、産業振興の基盤たる道路と交通網の新設整備を図る
- 3 学校教育の徹底の為、高等学校を設置すると共に公民教育を強化する